

仕様書

第1 案件名称

社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働の促進（大阪市市民活動総合支援事業）
業務委託 長期継続

第2 業務の目的

<大阪市市民活動総合支援事業全体について>

少人数世帯・高齢単身世帯の増加、マンションなどの共同住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化や個人の生活様式、価値観の多様化により、人と人とのつながりの希薄化もうかがえ、家庭や地域コミュニティでの「声かけ」「見守り」「助け合い」「支え合い」といった「自助」「共助」の機能が低下している。

また、地域社会が抱える課題は、より一層複雑・多様化しており、頻発する自然災害への備え、複合化する福祉課題への対応など、社会全体で対処すべき「公共」の分野はこれまで以上に拡大していることから、市民活動を活性化させ、市民、市民活動団体（※1）、企業などのさまざまな活動主体が互いに協働し、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップ（多様な協働）を進め、大阪市が抱える社会課題の解決を図っていく必要がある。

そのための支援として必要となるのが、市民、市民活動団体、企業など誰もが公共の担い手として市民活動（※2）、社会貢献活動に参画しやすく、活動を進めるうえで他の団体や企業と連携・協働を進めやすい環境づくりであり、こうした支援を、民間の中間支援組織（※3）などと行政とが連携・協働しながら、総合的、体系的に進めていくことが重要である。

については、「大阪市市民活動総合支援事業」として、大阪市における市民活動・ボランティア活動の活性化に役立つ様々な情報をインターネット上で収集・発信でき、市民活動団体同士の交流や活動に必要な情報の発信ができる「大阪市市民活動総合ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という）を運営し、社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働を促進するための業務を実施し、各区役所と中間支援組織に設置されている相談窓口の連携を強化することで、大阪市内における市民活動・社会貢献活動がさらに活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら地域の課題解決につなげていけるよう支援する。

<本業務委託について>

本業務は「大阪市市民活動総合支援事業」のうち、「社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働の促進」を業務内容とし、市民活動団体がポータルサイトに掲載された情報を活用して活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう、ポータルサイトの活用を促進するとともに、活動主体の誰もが公共の担い手として市民活動、社会貢献活動に参画しやすく、活動を進めるうえで他の活動主体と連携・協働を進めやすい環境づくりを行うことを目的として、実施する。

【用語の説明】

※1 「市民活動団体」

地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をいう。

(大阪府市民活動推進条例より)

※2 「市民活動」

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(大阪府市民活動推進条例より)

※3 「中間支援組織」

社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。資源（ヒト・モノ・資金・情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出（政策提言・調査研究）などを主な役割とする。

(大阪府市政改革プラン(基本方針編)より)

第3 契約期間

令和8年3月1日～令和11年3月31日

①準備期間：令和8年3月1日～令和8年3月31日

②履行期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日

第4 委託方針

本業務については、市民活動に関するニーズを把握するとともに、次に記載する事業の【現状と課題】を十分に踏まえて実施すること。また、市民活動団体等の活動上の課題解決支援に向け、本市の市民活動に関する指針・方針等を確認のうえ、本市が実施する事業とも効果的に連携しながら進めること。

なお、業務実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意すること。

【現状と課題】

1 社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働

- ・市民活動団体等の活動について、自団体の活動の推進にとどまってしまい、他団体とのつながり方が分からない団体が多い。
- ・活動主体同士のつながりが生まれても、その後、そのつながりを継続し、さらに連携・協働へと発展させるところまで至らないことが多々ある。

- ・短期間で連携・協働へと発展させることは困難であるため、活動主体が他団体とのつながりを生むためのきっかけづくりを支援するとともに、生まれたつながりを継続・発展させ、さらに連携・協働できるよう、伴走支援が必要であると考えられる。
- ・より長期的な支援を視野に入れ、地域公共人材等、他事業との連携を行い、より効果的に支援を行う必要がある。
- ・本市事業である大阪市市民活動推進助成事業においては、主に活動初期団体を対象としているため、他団体とつながるきっかけづくりを行う等、助成対象団体の活動の自立に向けた支援を行う必要がある。
- ・また、支援年度を満了した団体との連携が図れておらず、自立に向けたサポートの継続が必要な団体もある。
- ・SNS やオンライン会議アプリなどが普及したことにより、時間や場所に縛られずに特定のテーマでオンラインコミュニティが形成されるなどの動きがある。
- ・一方、オンラインでは初対面の団体同士がつながるきっかけとしては、各団体にとってややハードルが高いことが表面化してきた。
- ・SDGs など、社会的な動きを市民活動の活性化及び連携協働の促進に活かしたいと考える。

2 市民活動団体、企業等におけるポータルサイト活用状況

- ・ポータルサイトに団体登録している団体数は、令和7年5月末時点で1,005団体であり、大阪市内のNPO法人・認定NPO法人については1,360団体のうち281団体(約21%)、地域活動協議会については327地域のうち、87地域(約27%)が登録している。
- ・しかしながら、ポータルサイトに登録しているもののポータルサイトを有効に活用できていない団体も多い。
- ・また、ポータルサイトを含むICTの活用について、必要と感じていない団体やICTを苦手とする団体が多数存在しており、今後、市民活動の活性化や連携・協働を促進するうえでポータルサイトを含むICTの活用は必要不可欠であると考えられ、ICTを活用できていない団体に対して、ICT活用の啓発やスキルの習得を支援する必要がある。
- ・アナログツールを含め、団体が活動の場面に応じて適したツールを選択し、効果的に活用できるよう、多様なツールの有効性を周知する必要がある。
- ・ポータルサイトの充実を図るために、市民活動団体や企業等への広報戦略を立ててポータルサイトを知ってもらうことで、ポータルサイトの登録団体数を増やす必要がある。
- ・ポータルサイトに掲載された情報が、活動主体間の連携・協働につながるよう、ポータルサイトをより活性化する必要がある。

3 ポータルサイトの利用状況

- ・ポータルサイトは平成28年11月に稼働を開始し、約9年経過したが、ポータルサイトを知っている人は2割程度で十分に認知されていない。(令和6年度 民間ネット調査)
- ・大阪市内における市民活動への参加状況等について、大阪市内に在住する人の内、約7割が今まで市民活動へ参加したことがなく、また、市民活動に参加していない(できな

い) 理由として、「参加する意思がない」以外では、「情報が入ってこない」が一番大きな理由となっている。(令和6年度 民間ネット調査)

- ・ポータルサイトの利用は着実に進んでいるが、市民に対してポータルサイトが十分に認知されておらず、市民活動に関する情報が行き届いていない状態であるため、広報戦略を立てて、市民活動に関心のある市民にポータルサイトを知ってもらうことでボランティアやイベントなどへの参加を増やす必要がある。

【参考資料】

○市民活動団体等の支援につながる本市事業（一例）

- ・大阪市市民活動総合ポータルサイト保守管理等に関する業務（大阪市市民活動総合支援事業）
- ・大阪市市民活動推進助成事業
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html>)
- ・大阪市地域公共人材活用促進事業
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000268776.html>)
- ・包括連携協定企業とのネットワーク
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000381604.html#houkatuurenkei>)
- ・地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000538994.html>)
- ・大阪市市民活動のためのクリック募金
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000390813.html>)

○市民活動に関する指針・方針等

- ・新・市政改革プラン
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000620810.html>)
- ・大阪市協働指針（基本編）
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000007228.html>)
- ・大阪市協働指針（実践編）
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000007228.html>)
- ・大阪市市民活動推進審議会からの提言「みんなでつくる豊かな地域社会に向けて」
（平成30年3月）
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000428585.html>)
- ・本市ホームページ「地域資源の循環による継続的な地域活動の促進」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000268796.html>)
- ・市民局運営方針
(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/category/3054-2-9-35-1-0-0-0-0-0.html>)

第5 業務の概要

＜令和8年3月（準備期間）＞

1 令和5～7年度受託事業者からの引継ぎ

＜令和8年4月1日～令和11年3月31日（履行期間）＞

- 2 活動主体の支援並びに活動主体間の連携協働に向けた取組
- 3 ポータルサイトの活用促進及び利用者増加の取組
- 4 ポータルサイトの運用・利用登録に関する事務

＜令和11年2月～3月（履行期間）＞

5 次期受託事業者への引継ぎ

第6 業務の内容等

1 業務内容

＜令和8年3月（準備期間）＞

（1）令和5～7年度受託事業者からの引継ぎ

受注者は、令和5～7年度受託事業者の受託期間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）満了後も途切れることなく継続的に本業務を実施できるよう、令和8年3月中に令和5～7年度受託事業者より業務の引継ぎを受けること。

＜令和8年4月1日～令和11年3月31日（履行期間）＞

（2）活動主体の支援並びに活動主体間の連携協働に向けた取組

ア 活動主体のニーズに応じた支援

活動主体のニーズを聴取・把握し、各団体の課題解決に向け、ポータルサイトに掲載されている情報等を活用した支援を行うこと。

- (ア) 活動主体の活動を促進するため、様々な活動主体の課題を把握し、その解決に向けた助言等を行うこと。
- (イ) 活動主体が SNS、ポータルサイトをはじめとした ICT の活用法などを習得できるよう、知識、ノウハウの提供や助言を行うこと。
- (ウ) 活動主体の活動を促進するため、アナログツール（広報チラシ、ポスターの活用、対面イベントの実施等）を含め、団体が活動の場面に応じて適したツールを選択し、効果的に活用できるよう、多様なツールの有効性を周知すること。
- (エ) (ア)～(ウ)を実施する中で、活動主体が必要としている支援やポータルサイトの改善点などを把握し、集約すること。

【提案を求める内容】

- ・(ア)～(ウ)の具体的な取組内容
- ・(イ)については、特に、ICTの必要性を感じていない団体や、ICTに慣れていない団体が、その有効性を理解し、今後の活動に活用できるようになるための支援となるような取組を提案すること。また、ICTの活用に向けた支援を真に必要とする団体（ICTの必要性を感じていない団体やICTに慣れていない団体等）に参加を促す手法等についても、併せて提案すること。

イ 活動主体間での連携協働の創出・発掘

活動主体間の連携・協働について、活動主体のニーズを把握したうえで、連携協働の創出に向けた支援を行うこと。また、活動主体間で連携・協働して行われた、社会課題解決に向けた取組の好事例を発掘すること。

- (ア) 活動主体のニーズを把握し、連携協働を創出すること。
- (イ) 様々な活動主体同士がつながるきっかけを作るとともに、その後も学びあいや連携協働につながるよう、支援すること。
- (ウ) 大阪市内における、様々な活動主体間が連携・協働して行った社会課題解決に向けた取組の好事例を収集し、ポータルサイトに掲載すること。
- (エ) (ア)～(ウ)を実施する中で、活動主体が必要としている支援やポータルサイトの改善点などを把握し、集約すること。
- (オ) 令和5～7年度に当該事業において生まれたつながりが途切れることのないよう、連携協働の支援を継続すること。また、契約期間内に生まれたつながりが、翌年度以降途切れることのないよう、引継ぎすること。

【提案を求める内容】

- ・(ア)及び(イ)の具体的な取組内容
- ・オンラインでのイベントや会議等を実施する場合には、ICTに慣れていない団体も参加しやすい取組となるよう、工夫すること。
- ・単発のイベント等の開催にとどまることのないよう、その後の支援についても提案すること。

(3) ポータルサイトの活用促進及び利用者増加の取組

ア 登録団体へのポータルサイト活用促進の取組

- (ア) 登録団体に対し、ボランティアやイベント・講座・交流会、資源（人材、物品、情報・スキル・ノウハウ、場所等）提供、助成金情報など、ポータルサイトによる情報発信を推進し、またその情報を活用させる取組を行うこと。
- (イ) ポータルサイトに登録しているものの有効に活用できていない団体に対し、ポータルサイトの活用を促進するための取組を行うこと。

【提案を求める内容】

- ・(ア)及び(イ)の具体的な取組内容。

イ ポータルサイトの活用促進に向けた取組及び改良の取組・提案

- (ア) 次に挙げる活動主体の活性化や連携協働に役立つ情報を収集し、ポータルサイトに掲載すること。
- ・多様な活動主体が集まる場やネットワークの交流の場に関する情報及び講座情報
 - ・大阪市内で開催される各種交流会や講座（行政・民間主催問わず）など多様な活動主体が集まる場やネットワークに関する情報
 - ・市民活動団体や企業などが保有する資源情報
人材、物品、情報・スキル・ノウハウ、場所など
 - ・助成金に関する情報
 - ・社会課題の現状や、各活動主体による活動実績等
別紙1「5 掲載する情報」(※)のうち、(8)、(9)に関する情報について、記事を作成又は収集すること。
- (イ) ポータルサイトに掲載された新着情報について、ポータルサイト専用 SNS（Facebook、X、LINE、Instagram、Threads 等）に投稿すること。（作業工程については別紙2を参考にしつつ、より効果的な情報発信となるよう、工夫すること。）
- (ウ) ポータルサイトに掲載された新着情報について、配信を希望する団体及び個人に対し、メールマガジンによる通知を行うこと。実施回数・頻度等については、発注者と協議のうえ、決定すること。（令和5～7年度実績は週1回実施。）
- (エ) ポータルサイトの活性化に向け、Google アナリティクス等の分析等を実施し、より効果的に活用を促進するとともに、分析を踏まえたポータルサイトの改善案等を発注者に提案すること。

ウ ポータルサイトの利用者増加の取組

様々なターゲットに対し、より効果的なアプローチを検討したうえで利用者の増加に取り組むこと。なお、ポータルサイト専用 SNS（Facebook、X、LINE、Instagram、Threads）及び動画、音声メディア（YouTube、Podcast）については、「大阪市民活動総合ポータルサイト SNS 運用ポリシー」の規定の範囲内において、より効果的な媒体を選定の上、有効的に活用すること。

(ア) ポータルサイト利用者増加につなげるための取組

- ・市民活動に関心のある市民及び市民活動団体、企業等に対し、ポータルサイトの利用者増加につなげるための取組を実施すること。
- ・ターゲットごとに広報内容や手法を変えて実施することとし、そのターゲットごとに具体的な手法を提案すること。なお、ターゲットの考え方

については「市民活動に関心のある市民」「市民活動団体」「企業」という分類に限らず、事業者による自由な発想での分類も可。

・「市民活動に関心のある市民」については、その中でもさらにターゲットを細分化（例：年代による分類、分野による分類等）し、そのターゲットごとに提案すること。

(イ) ポータルサイト新規登録に向けた取組

・市民活動団体やボランティア等の市民活動に興味を持っている個人に対し、ポータルサイトの有用性や団体・個人登録の利便性が効果的に伝わるような広報手法を用いて、新規登録を促進すること。

【提案を求める内容】

・(ア)及び(イ)の具体的な取組内容。

(4) ポータルサイトの運用・利用登録に関する事務

ア ポータルサイトの運用

(ア) ポータルサイトに投稿された情報について、内容を確認及び精査し、不適切な投稿があれば削除するなどの管理を行う。また、大阪市情報公開条例で定める「非公開情報」が含まれることのないよう、十分に注意すること。

(イ) ポータルサイトの利用登録及び操作方法に関する相談・問合せに応じること。なお、相談・問合せの対応手段については、メール及び電話とし、原則、問合せについては、平日の9時から17時30分までは対応すること。メールによる問合せの対応については、原則、翌営業日までに行うこと。なお、やむを得ない事情により時間を要するものについても、1週間程度で対応を完了すること。

イ ポータルサイトの利用登録に関する事務

大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要綱に基づき、ポータルサイト利用登録に関する次の項目についての事務を行うこと。

(ア)利用登録にかかる申請の受付に関すること

(イ)利用登録にかかるシステム処理及び通知に関すること

(ウ)利用登録にかかる変更・抹消に関すること

(エ)その他利用登録に関すること

<令和11年2月～3月（履行期間）>

(5) 次期受託事業者への引継ぎ

次期受託事業者が令和11年4月1日から円滑に事業を開始できるようにするため、遅くとも令和11年2月中には業務引継ぎができる体制を整え、令和11年3月31日までに次期受託事業者への引継ぎが完了するよう、発注者の指示に従い遺漏なく対応

すること。

なお、契約期間の途中における契約解除等により業務引継ぎが発生する場合でも受注者は誠実に引継ぎ等を行うこと。

2 留意事項

- ・業務実施に必要となるスペース、電話、パソコン等の施設設備及び機器は受注者が確保すること。
- ・発注者において「ポータルサイト保守管理等業務」、「大阪市地域公共人材活用促進事業」関係者が参加する事業間連携打合せを開催する場合には、業務を通して把握した情報等を共有し、業務に活用すること。
- ・契約期間中にポータルサイトの機能整備等が実施された場合、その運用について、発注者と協議を行いながら対応すること。
- ・ポータルサイト内にある地域活動協議会補助金申請システムの間合せ等（利用登録を含む）は、発注者において対応するため、本システムについて問い合わせがあった際は発注者まで問い合わせ内容を電話、メール等により共有すること。

第7 業務の目標数値について

1 目標数値の設定

連携協働の創出・発掘件数目標を各年度で設定すること。

（各年度の連携協働の創出・発掘件数については月1～2件以上を設定すること。

なお、目標数値は連携協働の創出件数と発掘件数を合算して設定すること。）

なお、本業務における「連携協働」の定義は次のとおりとする。

1. 社会課題解決に向けた取組であること。
2. 複数の団体が対等に関わり、互いの資源や能力を活かしながら共通の目的の達成に取り組んでいること。
3. 大阪市内で市民活動を行う活動主体が関わっていること。

なお、上記に加えて、別の指標及び目標数値も提案することができる。

【提案を求める内容】

- ・各年度の目標数値の内容。
- ・上記に加えて別の目標数値を設定する場合はその内容。

なお、「目標数値」は明確に数値化できるものとし、客観性のある測定方法により算定すること。

2 市民局運営方針における目標数値

本業務は市民局運営方針の経営課題【多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進に向けた支援】に基づくものであることから、発注者が設定する本業務における各年度の目標数値を達成するよう努めること。

なお、各年度の目標数値については、当該年度の4月上旬頃に発注者より受注者へ通知する。

① 登録団体等がどれだけポータルサイトに情報を掲載したか

目標数値：登録団体及び個人によるポータルサイトへの情報掲載件数
(受託事業者による情報掲載を除く)

(参考) 令和7年度目標：1,100件以上

(参考) 過去の実績及び目標数値

- ・令和4年4月～令和5年3月 890件(目標：730件)
- ・令和5年4月～令和6年3月 970件(目標：900件)
- ・令和6年4月～令和7年3月 1,088件(目標：1,000件)

② 市民活動総合ポータルサイトに市民活動のための総合案内機能及び支援策として情報発信した件数

目標数値：受託事業者によるポータルサイトへの情報発信件数

(参考) 令和7年度目標：200件以上

(参考) 過去の実績(令和4年～6年度は目標設定なし)

- ・令和4年4月～令和5年3月 224件
- ・令和5年4月～令和6年3月 170件
- ・令和6年4月～令和7年3月 196件

3 留意事項

1、2の目標数値を達成できなかった場合は、原因分析を行った上で、その内容を事業報告書に記載し、各年度の3月31日までに発注者へ報告すること。

第8 業務報告について

- 1 受注者は毎月の業務終了後に業務報告を作成し、翌月10日までに発注者に提出すること。ただし、各年度末(3月分)の提出期限については、3月31日とする。なお、従事者の配置については、毎月の履行状況を含めて業務報告書に記載すること。
- 2 毎月1回、業務報告書の提出後に、業務の報告及び意見交換のための打合せを実施すること。打合せに当たっては受注者と発注者で事前に日程調整を行う。なお、打合せ内容の議事概要を作成し、1週間程度で発注者に提出すること。
- 3 受注者は、業務完了後、各年度の3月31日までに、業務項目毎の業務内容を事業報告書として取りまとめ、文書及び電子ファイルで発注者に提出すること。
 - ・事業報告書 1部
 - ・事業報告書の電子ファイル一式 1部(CD-ROM又はメール)なお、令和7年度中(準備期間：令和8年3月1日～3月31日)に行った業務内容について、事業報告書の提出は不要とする。
- 4 その他業務の進捗状況については、発注者の求めに応じ、随時報告すること。

第9 経費について

- 1 本業務にかかる費用の一切は、受注者の負担とする。
- 2 委託料は、業務完了後、発注者の検査を経て、業務報告書に基づき、受注者の請求により支払うこととする。ただし、業務の完了前に、既履行部分に相応する業務委託料相当額について、部分払を請求することができる。なお、この請求は、月1回を越えることができない。

第10 再委託について

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、上記1及び2に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

第11 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（別紙3）を提出すること。

第12 その他

- 1 本仕様書の業務範囲にとどまらず、より事業目的の達成に向け高い効果が期待される業務の提案がなされた場合には、発注者と協議の上、業務委託契約書の規定に基づき、発注者の承認を得た上で変更する。
- 2 業務内容は、受注者の提案内容を基本とするが、優先交渉権者決定後に協議し決定する。なお、仕様書と提案内容との間に相違が見られた場合においては、協議のうえ、原則として仕様書の記載によるものとする。
- 3 業務は、全て大阪市内で実施する。なお、特段の事情により大阪市外で実施する場合には事前に発注者と協議し、承認を得ること。
- 4 契約後速やかに業務の担当者氏名を届け出ること。また、各担当者は必要に応じ、発注者担当所在地において業務上の事務的又は技術的な問題についての直接の打ち合わせに応じることが可能な体制をとること。
- 5 本業務が適正に行われていることを確認するため、必要に応じて発注者において立入り調査を行う。その際には発注者の指示に従うこと。
- 6 業務の進行にあたっては、発注者と十分に協議すること。
- 7 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- 8 仕様書「第6 1 (2) イ (ウ) 並びに1 (3) イ (ア)」によって作成された記事を成果物とし、その著作権については、ポータルサイトに掲載した時点で著作権に関する特約条項に基づき発注者に帰属する。また、本委託において、契約書第1条第2項の成果物に該当しないものを作成する場合は、その著作権の帰属先について事前に発注者と協議すること。
- 9 企画提案にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問受付期間内に所定の方法により確認し、その内容を熟知のうえ企画提案を行うものとする。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- 10 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置をとり、その改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- 11 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。

第13 事業担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所本庁舎 4階
市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ
電話番号：06-6208-7344

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311））へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311））へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること

情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

大阪市市民活動総合ポータルサイトの概要

1 URL

<https://kyodo-portal.city.osaka.jp/>

2 使用している Web プログラム

Wordpress をベースとして構築した CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）である。

（製作者：特定非営利活動法人 若者国際支援協会）

（2021 年リニューアル：株式会社 ホロンシステム）

サイトの主要構成図は別添 1 のとおり。

3 閲覧可能なブラウザソフトウェア

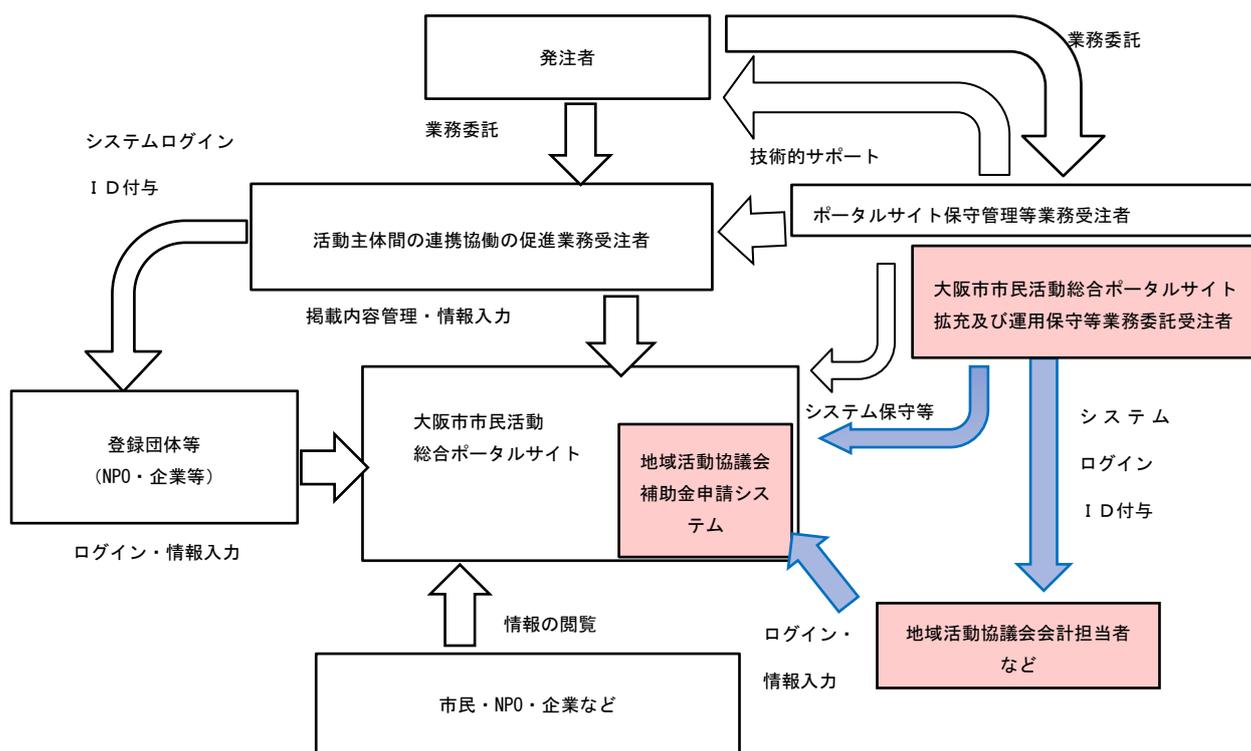
Microsoft Edge

Mozilla Firefox（Windows 及び Mac OS）

Google Chrome（Windows 及び Mac OS）

Safari 9.0 以降（Mac OS のみ）

4 サイト運営にかかる関係図



※上記図に記載の「大阪市市民活動総合ポータルサイト拡充及び運用保守等業務委託受注者」と「ポータルサイト保守管理等業務受注者」については、令和 8 年秋頃より業務を一本化する予定

- ・ポータルサイト及び付帯システムは、クラウドサーバ上に構築し、受注者及び NPO や企業などあらかじめ本サイトの利用登録を行った団体等（以下「登録団体等」という。）がサイトにログインして、それぞれが自団体の基礎情報や、自団体が開催するイベント情報、ボランティア募集情報等をポータルサイトに入力することにより広く発信を行うものである。
- ・ユーザーによってサイトの編集権限の制限をかけており、現在、一般の「登録団体等」ができるのは自団体の団体情報ページの更新及び「ボランティア情報」「イベント・講座・交流会情報」

- 「資源提供情報」「助成金情報」「みんなの活動報告」「掲示板」への情報掲載・更新である。
- ・本システム（サイト）専用の端末はなく、それぞれインターネット接続の PC 等端末において情報の入力・閲覧を行っている。

5 掲載する情報（令和 7 年 5 月現在）

(1) シミポタガイド

市民活動に関する基礎的な知識や、ポータルサイトの使い方を掲載

(2) みんなの活動報告

登録団体等が実施・参加したボランティアやイベントの活動記録

(3) 登録団体の紹介

登録団体等に関する基礎情報（団体名、設立目的、主な活動、活動エリア、代表者名、連絡担当者名、連絡先、団体所在地、団体種別、活動分野、設立年月日、関連 URL（団体 HP、facebook ページ、X、instagram、LINE、YouTube）、一言メッセージ

※登録団体の希望により、団体情報掲載ページに YouTube、facebook・X ページタイムラインの表示をさせることが可能

(4) ボランティア情報、イベント・講座・交流会情報

ポータルサイトに利用登録している市民活動団体等（以下「登録団体等」という。）によるボランティア募集情報、イベント・講座・交流会情報（名称、分野、内容、日時、場所、定員、対象・条件、申込み方法、申込み締切、団体名、連絡先等）

動画（YouTube）の掲載も可能

また、受注者により収集した講座・交流会情報も掲載

(5) みんなのつぶやき（掲示板）

登録団体等同士が、双方向にコミュニケーションを取れる WEB 上の「交流の場」。登録団体等が新たなスレッドを立てたり、コメントを書き込むことができる

(6) 助成金情報

市民活動に役立つ助成金に関する情報（助成制度名、実施団体、関連 URL、法人格の有無、対象分野）を掲載

(7) 資源の提供情報

企業や登録団体等が提供する、市民活動に役立つ各種資源（人材、物品、情報・スキル・ノウハウ、場所等）に関する情報（内容、詳細、提供団体名、提供団体所在地、資源に関する画像）を掲載

(8) 社会課題と市民活動

大阪市内における社会課題の現状についてデータ等を用いて説明し、その解決に取り組んでいる市民活動団体やその活動内容を紹介する記事を掲載、発信する。これにより広く市民や企業、他の市民活動団体に当該社会課題やその解決に向けた市民活動に関心を持っていただき、活動への参加や協力、連携を促していく

(9) ワクワクレポート

企業の社会貢献活動と市民活動団体との連携・協働、または市民活動団体同士の協働の事例や、市民活動団体のコミュニティビジネス/ソーシャルビジネス（CB/SB）の取組事例などを紹介する記事を掲載、発信する。これにより、社会課題解決に取組む活動主体間の連携協働を促す

(10) 定期交流会情報

受注者において収集した、大阪市内で定期的に行われている交流会情報を掲載

(11) 1分動画 100人リレー
団体の活動紹介動画を掲載

(12) 住んでいる地域の活動（地活協検索）
住所から各地域の地域活動協議会を検索することが可能

(13) コミュニティビジネス情報局
コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）に関する情報や事例を掲載

(14) 表彰一覧
大阪市内において行われる活動に対し、表彰を受けられた団体を紹介

(15) 市民活動に関する相談
市民活動や社会貢献活動に関する相談のうち、よくある相談を Q&A 形式で掲載

(16) お問い合わせ
ポータルサイトの使用方法等に関する問い合わせフォームを掲載

(17) 新規登録
ポータルサイトへのユーザー登録申請フォームを掲載

(18) ログイン
ポータルサイトにおいて情報発信を行うためのログインページを掲載
ポータルサイトへの団体登録後、ID、パスワードを入力することでマイページに遷移する。
マイページにおいては、団体情報の更新及び各カテゴリの記事を作成可能

(19) 町会によるコミュニティ活動
大阪市内における町会の活動、支援事例等を掲載

(20) 市民活動推進助成事業
大阪市市民活動推進助成事業の紹介を掲載

(21) 地域公共人材バンク
地域公共人材バンク制度の紹介、申請方法、派遣事例等を掲載

(22) 地域公共人材バンク登録者の紹介
地域公共人材バンク登録者の情報（氏名、得意とする支援分野、派遣実績等）を掲載

(23) 市民活動の支援メニューフローチャート
市民活動を行う上での悩みに応じた支援メニュー及びポータルサイト内のページをフローチャートで紹介

(24) 大阪市教育採用選考テストボランティア加点制度
大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおけるボランティア加点制度の申請方法、加点対象事業一覧を掲載

(25) 行政からのお知らせ
市民活動に関する大阪市からのお知らせ情報を掲載、発信する

(26) 大阪市市民活動のためのクリック募金
大阪市市民活動のためのクリック募金制度の紹介、協賛企業バナーを掲載。
協賛企業バナーをクリックすることで、各企業ページに遷移する

(27) 地域活動協議会補助金申請システム

地域活動協議会補助金申請システムへのログインページを掲載。

当該システムの利用権限が付与されたログイン ID、パスワードを入力することで、地域活動協議会補助金申請システムへ遷移する。

(ポータルサイトのログイン ID、パスワードでのログインは不可)

(28) NPO 法人検索

内閣府の NPO 法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>) へのリンクを掲載

(29) NPO 法人制度・手続き

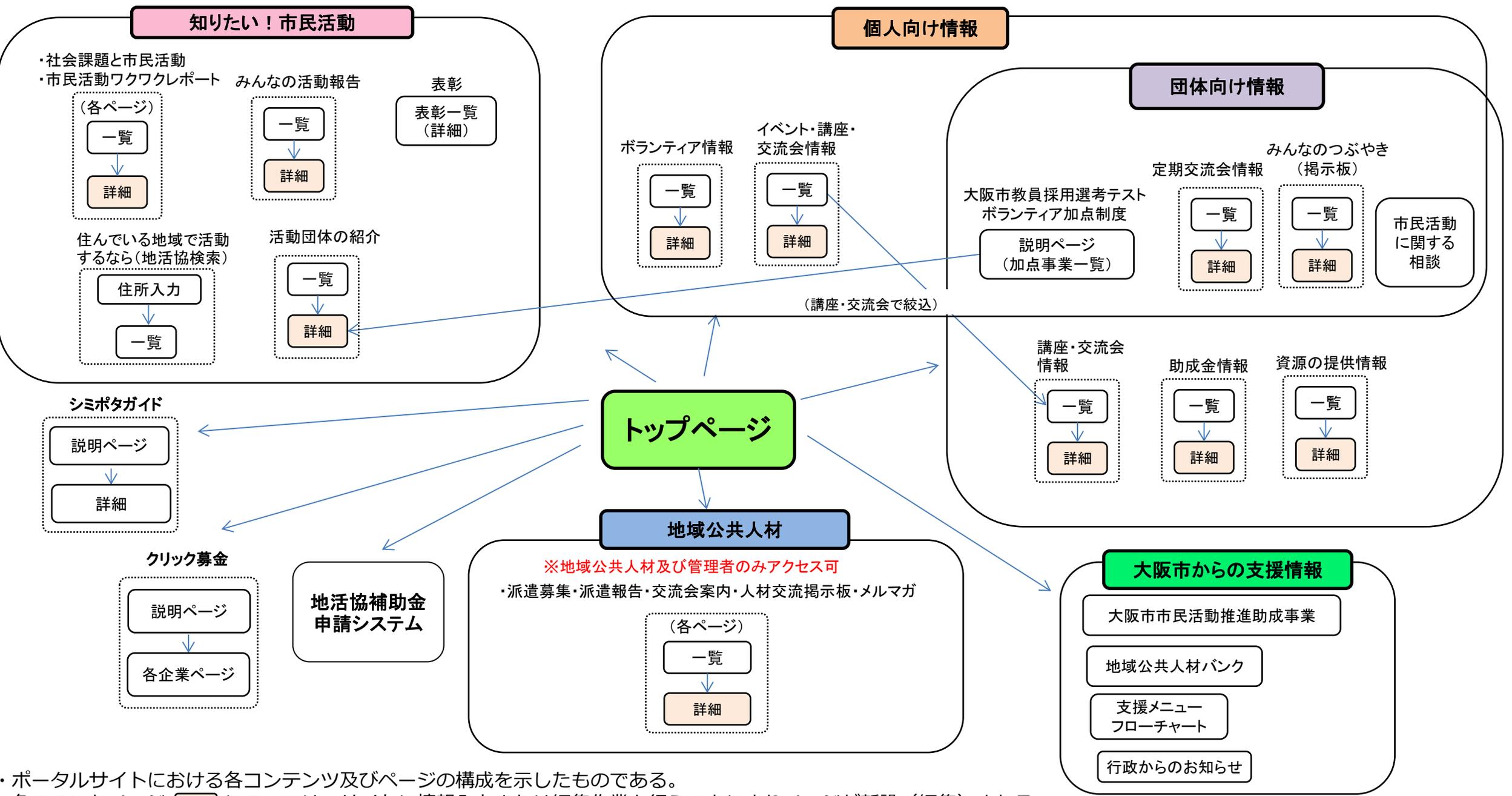
大阪市 HP「特定非営利活動 (NPO) 法人の諸手続きについて

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3022-3-2-0-0-0-0-0-0.html>)」へのリンクを掲載

- (1)～(7)については登録団体等が自らポータルサイトにログインして管理画面に直接情報を入力することにより掲載するもの（受注者も登録団体等として情報の掲載を行う）である。また、受注者が収集した講座・交流会・助成金の情報についても掲載する。
- (8)～(10)については受注者が管理画面に直接情報を入力することにより掲載するものである。
- (11)～(18)についてはポータルサイト保守管理等業務受注者により更新作業を行うものである。受注者より当該ページの改善について提案を受けた場合は、発注者において提案内容の反映可否を検討した上で、ポータルサイト保守管理等業務受注者に更新作業を依頼する。
- (19)～(27)については発注者において情報を掲載するものである。利用者より当該ページに掲載された情報に関する問い合わせがあった際は、発注者又は各ページに記載の問い合わせ先において対応する。
- (25)については、大阪市ホームページの更新により自動的に反映されるものである。（手動による掲載も可能）
- (28)～(29)については外部サイトへのリンクを掲載するものである。

仕様書別紙 1 添付資料
大阪市市民活動総合ポータルサイト
主要構成図

令和7年10月
大阪市市民局区政支援室
地域力担当（地域連携グループ）



・ポータルサイトにおける各コンテンツ及びページの構成を示したものである。
 ・色のついたページ (色付きページ) については、サイトに情報入力または編集作業を行うことによりページが新設 (編集) される。

ポータルサイトに掲載された新着情報をポータルサイト専用 SNS に投稿する手順

【仕様書】第 6 業務の内容等 1 - (3) - イ - (イ)

1. 【ボランティア・イベント情報 等】

- ①掲載情報の内容を確認。
- ②管理画面を確認し、既に「写真 1」や「写真（サムネイル）」が指定されている場合、管理画面の下部にある「ALL in One SEO Pack」の「画像」の欄に、デフォルトのバナー画像以外に、ユーザが UP した画像が選択肢として出てくるので、その中から SNS 共有時の画像を選択する。
- ③各 SNS のボタンを押す



②投稿ボタンを押して完了

《参考》

投稿を行う際は、情報の内容により、

- ・ タイトル
- ・ 日時
- ・ 場所（イベントの場合）
- ・ 講師名（講座の場合）
- ・ タグ

などを投稿時のテキストに追加していくと、より閲覧者にとってわかりやすい内容となる。

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)